

定期報告をしなければならない建築物等^{*1} (法令指定)

表1 及び表2について、令和元年6月より変わりました。

分類	用途	規模	期間	
特定建築物	・病院 ・診療所 (患者の収容施設のあるものに限る。) ・ホテル ・旅館	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・2階にあるその用途の床面積が300㎡以上のもの(病院又は診療所にあつては、その部分に患者の収容施設がある場合にかぎる) ・その用途(200㎡超の部分)が地階にあるもの	<令和6年度(2024)> H30年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・共同住宅 (サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ・寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ・就寝用途の児童福祉施設等 ^{注1}	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・2階にあるその用途の床面積が300㎡以上のもの ・その用途(200㎡超の部分)が地階にあるもの	<令和7年度(2025)> H28年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・劇場 ・映画館 ・演芸場	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・その用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの ・主階が1階にないもの ・その用途(200㎡超の部分)が地階にあるもの	<令和8年度(2026)> H29年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・観覧場(屋外観覧場は除く。) ・公会堂 ・集会場	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・その用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの ・その用途(200㎡超の部分)が地階にあるもの		
	・体育館 ・博物館 ・美術館 ・図書館 ・スポーツの練習場 ・ボウリング場 (全て学校に付随するものを除く。)	・スキー場 ・スケート場 ・水泳場	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・その用途の床面積が2,000㎡以上の場合	
	・百貨店 ・マーケット ・展示場 ・キャバレー ・カフェ ・ナイトクラブ ・ダンスホール ・物品販売業を営む店舗 (床面積が10㎡以内のものを除く。)	・遊技場 ・公衆浴場 ・待合 ・料理店 ・飲食店 ・バー ・その用途の床面積が3,000㎡以上のもの	・その用途(200㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの ・2階にあるその用途の床面積が500㎡以上のもの ・その用途の床面積が3,000㎡以上のもの ・その用途(200㎡超の部分)が地階にあるもの	
昇降機等	用途 ・エレベーター ・エスカレーター ・小荷物専用昇降機 (フロアタイプのものに限る) ・ウォーターシャフト	規模 ・コースター ・オクトパス ・メリーゴーランド ・観覧車 ・飛行塔等	期間 各1基毎 毎年 (4/1~3/31迄)	

※建築基準法の規定による検査済証(新築又は全面改築に限る)の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。
注1: 就寝用途の児童福祉施設等とは
助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの^ア、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所で利用者の福祉の用に供するもの。
※1 遊技場以外の階を次に掲げる用途に供するもの。
※2 宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する。

表2

分類	対象	期間
防火設備	①表1に該当する建築物に設けられる防火設備 ②以下に掲げる用途のうち、床面積が200㎡以上の建築物に設けられる防火設備 ・病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。) ・共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。) ・寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。) ・就寝用途の児童福祉施設等 ^{注1}	毎年 (4/1~3/31迄)

※建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。
※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

3

定期報告をしなければならない建築物等(出雲市建築基準法施行規則)

表3 及び表4について、令和2年4月より変わりました

分類	用途	規模	期間	
特定建築物	・病院 ・診療所(患者の収容施設のあるもの) ・ホテル ・旅館	・300㎡を超えるもの ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階(その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)にあるもの	<令和6年度(2024)> H30年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・学校(幼稚園を除く)	・2,000㎡を超えるもの ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの	<令和7年度(2025)> H28年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・児童福祉施設等 (入所施設があるもの) ・共同住宅又は寄宿舎(注1参照)	・300㎡を超えるもの ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階(その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)にあるもの		
	・保育所 ・幼稚園	・300㎡を超えるもの(平屋建てを除く) ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階(その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)にあるもの		
	・劇場 ・映画館 ・演芸場 ・観覧場 ・公会堂 ・集会場	・200㎡を超えるもの ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階(その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)にあるもの		
	・百貨店 ・マーケット ・物品販売業を営む店舗	・1,000㎡を超えるもの ・その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途の全部又は一部が3階以上の階にあるもの若しくは地階(その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く。)にあるもの	<令和8年度(2026)> H29年度を 始期として 3年ごと (4/1~3/31迄)	
	・キャバレー ・カフェ ・ナイトクラブ ・バー ・ダンスホール ・公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。)	・遊技場 ・待合 ・料理店 ・飲食店	・300㎡を超える、かつ、その用途が3階以上の階にあるもの ・その用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階又は地階にあるもの	
	・展示場 ・公衆浴場(個室付浴場業に係るものを除く。)		・その用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階又は地階にあるもの	
・体育館 ・博物館 ・美術館 ・図書館 ・図書館 ・水泳場 ・スポーツの練習場 (全て学校に付随するものを除く。)	・ボウリング場 ・スキー場 ・スケート場	・その用途(100㎡を超える部分)が3階以上の階にあるもの		

注1: 共同住宅又は寄宿舎とは
認知症対応型老人共同生活援助事業又は障害福祉サービス事業(共同生活介護又は共同生活援助を行う事業に限る。)の用途に限る。
【例: グループホーム等】
※建築基準法の規定による検査済証(新築又は全面改築に限る)の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。

表4

分類	対象	期間
防火設備	表3に該当する建築物に設けられる防火設備	毎年 (4/1~3/31迄)

※建築基準法の規定による検査済証の交付を受けた直後の時期の報告は必要ありません。
※外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパーを除く。

4